



令和6年7月24日
市長定例記者会見資料
(危機管理防災課)

クーリングシェルターに係る協定の締結について

1 概 要

気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するため、改正気候変動適応法が令和5年5月12日に公布され、令和6年4月1日に全面施行された。

改正気候変動適応法では、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表する「熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」が創設されるとともに、「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を市町村長が指定できるようになった。

市では、熱中症防止対策の一環として、このたび、イオンスタイル上田及びウエルシア薬局株式会社との調整により令和6年7月22日付で協定を締結し、クーリングシェルターとして指定した。

2 協 定 名 「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」

3 協定相手先 ①イオンリテール株式会社 北陸信越カンパニー 長野事業部

イオンスタイル上田（上田市常田二丁目12番18号）

②ウエルシア薬局株式会社

上田真田店（上田市真田町本原下間当746-1）

上田しおだ野店（上田市神畑500）

上田山口店（上田市山口1221-1）

4 内 容

- (1) 熱中症特別警戒アラートの発表時に、施設が指定する開放可能日等において施設が指定する場所を開放する。
- (2) 熱中症特別警戒アラートの発表時以外でも開放するよう努めるものとする。

